



主な内容

- 2……観阿弥祭、農業ジョブトレーナー養成研修会
- 3……みえスポ「ウォーキング」、やなせ宿催し
- 4……保育所(園)の児童・市立幼稚園の園児を募集

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 ✉pr@city.nabari.mie.jp 🌐http://www.city.nabari.lg.jp

(仮称) **素案に対する皆さんのご意見をください**

市民の皆さんの
意見を反映する

パブリックコメント

条例や市の重要な計画などを
素案の段階で市民に公表し
それに対する意見を
考慮して意思決定を
行う制度です

名張市子ども発達支援 センター整備計画 **素案**

意見募集期間 10月3日月～11月2日水



「落ち着きがない」「トラブルが多い」「コミュニケーションがうまくとれない」など、育てにくさが強く感じられる子どもがいます。その原因として、脳の機能などがうまく働かない場合があります。これは、「発達障害」と呼ばれていて、早期からの適切な支援や周囲の理解ある対応が必要とされています。

市では、「(仮称)名張市子ども発達支援センター整備計画」を策定し、発達に心配のある子どもたちへの専門的・総合的な支援を進めています。このたび、計画の素案をまとめましたので、ご意見をお寄せください。

☎子ども発達支援室 ☎62-1088

計画策定の背景

国の調査では、学習、行動面で特別な支援を必要とする通常学級の児童・生徒の割合は約6.3%(平成14年)となっています。

この結果から、市内では18歳未満人口約13,000人中、約950人が、伊賀市や宇陀市などの周辺地域を含めると、約34,050人中、約2,500人が支援を必要としていると推計しています(平成21年度/注)。

現在、市では、乳幼児健診のほか、保育所(園)、幼稚園、学校での行動観察などを通じて、早期発見に努めています。障害の個人差が大きいこともあり、幼児期から青年期までの成長段階を通じた支援をより一層強化する必要があります。また、発見後の早期療育体制の整備も課題となっています。

計画(素案)の基本目標・基本方針

計画(素案)では、「発達に心配のある子どもが健やかに成長し、安心して生活できる地域社会を目指します。」を基本目標とし、「まち」全体で発達障害をサポートするとしています。

基本方針では、市内や周辺地域で、発達障害を中心に特別な支援を必要とする子どもたちに対して、福祉・保健・教育・医療

などの関係機関が連携しながら、0歳から18歳までの途切れのない支援を行える仕組みを構築。相談、医療、療育を総合的・継続的に提供できる体制を整備するとしています。また、これを実現するために、取組みの中核となる「(仮称)名張市子ども発達支援センター」を整備。本人や家族に対する適切な支援を行うというものです。

「(仮称)子ども発達支援センターの姿」

現在、子ども発達支援室がある元田辺三菱製薬(株)名張第1研修所の研修棟へ、可能な限り早期に、「(仮称)子ども発達支援センター」を設置。保健師や保育士、教師などが常勤し、関連機関との連携を強化。さらに、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士が週1～2日程度、市立病院の小児発達支援外来との連携を図ったり、家族への

アドバイスを رفتりします。なお、センターには、相談室、発達検査室、発達支援教室、家族交流スペースなどを設けます。



ご意見をお寄せください

(仮称)名張市子ども発達支援センター整備計画(素案)は、市ホームページ、または、子ども発達支援室、公民館・市民センター、市役所1階案内、2階広報対話室でご覧いただけます。

＜ご意見の提出方法＞

10月3日曜日から11月2日曜までに、「(仮称)名張市子ども発達支援センター整備計画(素案)」に関する意見と記入し、素案に対する意見、氏名、住所、電話番号を書いて次のいずれかの方法で送付してください。

◇電子メール hattatsushien@city.nabari.mie.jp

◇ファクス 62-1089 ◇郵便 ◇直接持参

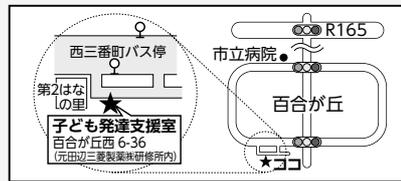
＜提出先＞ 子ども発達支援室(〒518-0486 百合が丘西6-36) ※広報対話室でも受け付けます。

子ども発達支援室で 相談業務を実施しています

「子どもの発達に心配なところがある」「病院にかかるべき？」など発達障害に関する心配や悩みに関し、保健師や保育士などが相談に応じています(面談は要予約)。

☎62-1088 FAX 62-1089

平日午前8時30分～午後5時15分



(注)平成21年度要支援児童数(推計)は、文部科学省が平成14年に行った全国実態調査の結果である通常学級における要支援児童数の割合6.3%に通常学級以外の全学年齢児の割合を加えて算出した7.42%の割合を全児童数に乗じて推計しています。